

意見書：佐藤主光（もとひろ）一橋大学

所得税改革：小さな入口から大きな出口へ

〔平28.10.25
総 5 - 5〕

改革の目的

- ①所得再分配機能の回復 ②就労の促進（働き方に中立・阻害要因を相殺）

前提条件

◆ 税込（財政）中立

入口

◆ 配偶者控除の見直し

既存の所得
控除全体の
改革が必要

- 改革は配偶者控除で完結しない
- ✓ 所得制限だけでは改革の目的・前提条件には不十分・・・

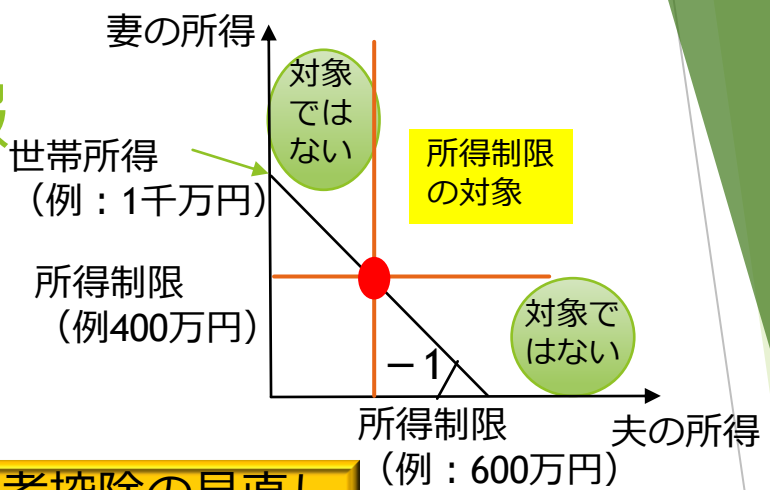
改革

- ◆ 基礎控除を含む人的所得控除等の税額控除化
- ◆ 「所得計算上の控除」（給与所得控除・公的年金等控除）の見直し
- 給与所得控除 = ①経費の概算控除と②勤労税額控除に再編成
- ✓ 勤労税額控除の創設 = 就労促進（働き手支援）・「130万円の壁」等への対応
- ✓ 公的年金等控除の縮減（低年金受給世帯に重点化）

出口

抜本改革へ

「公共財」としての所得情報



所得情報≠課税情報
 ✓ 非課税世帯の所得を含む

再分配機能の強化

◆ 課税だけで再分配は完結しない
 ⇒ 低所得者への移転（給付・控除）が必須

配偶者控除の見直し

◆ 新たな控除（夫婦控除）に所得制限？ ⇒ 誰の所得？
 ✓ 夫婦合算所得？
 ✓ 納税者（夫）・配偶者（妻）ごとに所得制限？
 ⇒ 世帯所得が同じでも夫婦控除で異なった扱い（上図）

所得水準の正確・迅速な把握が必要
 ✓ 所得の合算等

参考：英国

◆ リアルタイム情報システム
 ✓ 所得捕捉の迅速化
 ✓ 給付のための所得情報
 ◆ 「税のデジタル化」
 ✓ 納税環境の整備

改革

- ▶ 従前 = 課税のための所得情報
 ⇒ パラダイムシフト = 控除・給付のためにも所得情報が必要
- ✓ 所得 = 収入 - 必要経費（概算）
- 給付・保険料免除等の基準に活用
- ✓ 所得の定義の統一（国税・地方税、社会保険料、給付等）
- ✓ （税額）控除額は国税・地方税、社会保険料で独自に設定

所得情報
 = 公共財